

分担研究報告書

地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除の現状について

研究分担者 塩谷 隼平（東洋学園大学 人間科学部）

研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部こころの診療科）

研究要旨

本報告書は、児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究のうち、地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除の現状について、児童養護施設へのアンケート調査の一部をもとにまとめた。まず、班会議などを通して、10項目からなるアンケートを作成し、オンラインで回答を依頼した。調査期間は2024年2～3月で、全国の199施設から回答を得た（回答率37.8%）。その結果、回答した施設の36.0%が、地域小規模児童養護施設において高校生を中心に高齢児童の養育不調による措置解除を経験しており、思春期になり子どもたちの表出する問題が大きくなると小さな集団のなかで抱えきれずに措置解除に至ってしまう現状が明らかになった。

A. 研究目的

本邦には、社会的養護に措置されている子どもは全国で約42,000人いる。そのうち約8割は乳児院、もしくは児童養護施設等の児童福祉施設で生活しており、里親委託推進において大きな課題である。里親委託において、養育不調（「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、養育者が子どもへの対応が困難になる状況」）は、多くの場合、ひどくなれば委託・措置を継続できない状態となり、大きな課題となっている。伊藤（2018）の里親への調査によれば、回答者の17%に養育不調による委託・措置解除の経験があると認められ²、家庭養護の推進とともに養育不調に対しては、養育不調が起こる現状を把握した上で施策化

に活かし、それを現場が重要性を理解して実行に移していく必要がある。

そのため本研究では、養育の不調要因について検討するため、Konjin et al., (2018)³の、里親委託の不安定性の要因養育不調の要因に関するシステムティックレビューを参考に、「措置や措置解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて質問項目を作成することとする。また、不調の要因について探索的に検討するため、養育の不調により措置の解除となった事例と養育が継続している事例を比較し検討を行う。

そのうち、本調査では地域小規模児童養護施設における養育不調に関する基礎データを得

ることにより、里親、ファミリーホーム、児童相談所、フォスタリング機関の調査とともに、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し、改善のあり方について示し、最終的にはそれぞれの視点を統合した手引きを作成することを目的としている。

B. 研究方法

養育不調の要因に関する調査を行うため、メタアナリシスレビューを行った海外の文献に当たり、質問項目を挙げ、さらに、班会議での協議によって、地域小規模児童養護施設への質問項目を作成した。

アンケートは、令和3年10月1日時点で全国の地域小規模児童養護施設を有する児童養護施設527箇所（こども家庭庁家庭福祉課調べ）に回答を依頼した。回答方法はオンラインフォーム（成育REDCapシステム）を使用した。回答期間は2024年2～3月で、回答数は199件（回収率37.8%）で有効回答数は171件であった。

まず、項目Ⅰで地域小規模児童養護施設の概要として、回答者の職種、回答時点で在籍している児童養護施設での在籍期間、施設の入所定員数、地域小規模児童養護施設の施設数、本園からの距離についてたずねた。

項目Ⅱでは、養育不調による措置解除の経験の有無についてたずねた。経験がある場合は、措置解除された子どもの解除時の年齢、措置変更先、措置解除の理由や要因について回答を求めた。

項目Ⅲでは、養育不調による措置解除を経験した施設は措置解除となった子どもを「Aさん」として、また、措置解除を経験していない施設は最も長く養育している子どもを「Aさん」として、Aさんの性別や措置時の年齢、措置されたときの施設の他児童や職員の状況について

たずねた。

項目Ⅳでは、Aさんの児童相談所による保護の理由、被虐待経験の有無、心身の状況、知能検査と発達検査の実施の有無と結果など、可能な範囲で回答を求めた。

項目Ⅴでは、「Aさん」の行動上の問題について、措置解除時や調査回答時の年齢によって「生後6ヶ月～2歳未満」「2歳～6歳（就学前）」「6歳（小学1年生以上）～18歳」の3つに分けて作成し、それぞれの年齢に応じて質問項目を設定した。

項目Ⅵでは、「Aさん」の養育状況についてたずねた。

項目Ⅶでは、児童相談所による「Aさん」や地域小規模児童養護施設職員への定期的な支援の内容や頻度、また、支援の状況についてたずねた。

項目Ⅷでは、本園（本体施設）による「Aさん」や地域小規模児童養護施設職員への定期的な支援の内容や頻度、また、支援の状況についてたずねた。

項目Ⅸでは、「Aさん」や地域小規模児童養護施設職員への、その他の機関による定期的な支援の有無について質問した。

項目Ⅹでは、養育不調を理由とした地域小規模児童養護施設から本園（本体施設）への移動の有無についてたずね、ある場合は、その理由について記入してもらった。

項目Ⅺで、地域小規模児童養護施設において養育不調による措置変更や移動がない施設に、養育不調が起こらないためにしている工夫や、地域小規模児童養護施設が抱えている課題について自由記述で回答を求めた。

（倫理面への配慮）

調査回答者と研究対象となった措置されている子どもの個人情報収集せず、匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理

審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

C. 研究結果

今回は、アンケート結果のうち、項目ⅠとⅡについて報告する（資料1）。

回答者の職種は保育士 38.8%、児童指導員 36.7%、自立支援担当職員 4.1%、その他（施設長など）20.4%で、施設での在籍期間の平均は15.8年であった（有効回答数 141 件）（図1）。

回答した施設の入所定員数の平均は 46.6 人、所有する地域小規模児童養護施設の平均は 2.0 戸（最大 7 戸）であった。また、本園（本体施設）から地域小規模児童養護施設までの距離は、「徒歩で 10 分圏内」47.8%、「車で 10 分圏内」29.9%、「車で 10～30 分圏内」19.2%、「車で 30 分以上」3.1%であった（有効回答数 148 件）（図2）。

2021 年 4 月から 2023 年 12 月までに養育不調による措置解除の経験については、「あり」が 54 件（36.0%）、「なし」が 96 件（64.0%）で、措置解除になった人数の平均は 1.4 人であった（有効回答数 150 件）（図3）。

養育不調による措置解除となった 54 件のうち、回答があった 49 名について分析したところ、性別は男子 15 名、女子 25 名、未記入 9 名であった（図4）。措置解除になった時点での平均年齢は 14.9 歳で、解除時の学年の内訳は小学生（3～6 年）が 9 名、中学生が 7 名、高校生が 32 名、未記入 1 名であった（図5）。施設入所時の平均年齢は 10.0 歳であった。

措置変更先は他の児童養護施設 2 名、児童自立支援施設 8 名、児童心理治療施設 4 名、自立援助ホーム 10 名、里親 3 名、ファミリーホーム 1 名、家庭復帰による措置解除 21 名であった（図6）。措置継続となった 28 名の平均年齢は 14.3 歳で男子 10 名、女子 13 名、不明 5 名

であった。家庭復帰による措置解除になった 21 名の平均年齢は 15.7 歳で、男子 5 名、女子 12 名、不明 4 名であった。

自由記述で回答してもらった措置変更の理由（全 48 回答）について、複数の理由が書かれている場合は 1 件ずつに分けて分類したところ、「施設への不適応（ルールが守れない、生活の乱れなど）」が 16 件、「職員への暴言・暴力」が 11 件、「学校への不適応・不登校」が 9 件、「高校の留年・退学」が 7 件、「子ども間のトラブル・暴言・暴力」が 6 件、「性的問題（性的逸脱行動）」が 6 件、「本人の希望」が 6 件、「スマホ（SNS）への依存」が 5 件、「精神症状（うつ、摂食障害、自傷など）」が 5 件、「非行・虞犯行為」が 4 件、「発達障害」が 2 件であった。

措置解除の要因として、「A さんの情緒不安定、行動上の問題の状況」、「A さんの実家族の状況」、「養育のあり方」、「児童相談所の対応のあり方」、「入所時における情報やアセスメントが十分でなかったため」、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかった」の 6 項目について「要因として大きくない」（1 点）～「要因として大きい」（4 点）の 4 件法で回答してもらったところ、それぞれの平均値は「情緒不安定、行動上の問題の状況」3.83、「実家族の状況」3.08、「養育のあり方」2.64、「児童相談所の対応のあり方」2.11、「入所時における情報やアセスメントが十分でなかったため」2.09、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかった」2.83 という結果となった（有効回答数 47～48 件）。

D. 考察

社会的養護分野の調査の一般的な回収率は、3～4 割で推移しており、回収率は一般的なものであり、有益な情報を得ることができた。

分析の結果、回答した施設の36.0%が過去3年間に地域小規模児童養護施設における養育不調による措置解除を経験しており、施設養護において大きな課題となっている可能性がうかがえた。

措置解除になった子どもの65.3%が高校生を含む高年齢児で、措置変更の理由をみると、高校への不適応から不登校・退学となり、スマホやSNSの使用方法をはじめとして施設のルールが守れずに生活が乱れ、職員への暴言・暴力が見られ、措置変更に至る状況がうかがえた。また、措置解除の要因としては、子ども自身の「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も大きい要因であるという回答となった。

みずほ情報総研(2017)⁴の調査では、施設の小規模化によって生じた養育の課題として、子どもの抱えている課題や感情が表出されやすくなったことで、グループ内での対応が困難になったことが報告されている。思春期になり問題の表出が激しくなり、施設生活への不適応を起こした子どもを地域小規模施設という小さなグループでは抱えきれなくなり、措置変更せざるを得なくなると考えられた。また、措置変更先は「家庭復帰による措置解除」が42.9%と最も多く、施設で不適応をおこし、無断外泊を繰り返し、そのまま家庭に戻るといように、なし崩し的に家庭復帰となっていくパターンも多いのではないかと推測された。

地域小規模児童養護施設には、丁寧で家庭的な養育が提供でき、子どもへの個別な関わりを増やすことができるというメリットがある。その一方で、思春期になって子どもが表出される問題が大きくなり施設生活の枠からはみ出してしまうと、小さなグループの中で抱えきれなくなり、措置変更や措置解除に至ると考えられた。

E. 結論

本調査では、分析に耐えうるデータを収集できた。調査を通して、地域小規模児童養護施設の36.0%が、高校生を中心に高齢児童の養育不調による措置解除を経験しており、社会的養護における課題の一つとなっていると考えられた。

残りのデータに関しては、里親やファミリーホームでの調査結果と比較しながら、措置解除になった子どもの状況や支援の在り方について検討していきたい。

謝辞

この研究を行うにあたっては、全国の地方自治体及び地域小規模児童養護施設に多大なご協力をいただいたことを感謝いたします。

参考文献

- 1 こども家庭庁：社会的養育の推進に向けて。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/355512cb/20230401_policies_s_hakaiteki-yougo_68.pdf, (参照 2023-10-13), 2023
- 2 伊藤嘉余子：里親家庭における養育実態と支援のニーズに関する研究事業報告書．<[97A2906592B28DB8566572332E786C73](https://www.mhlw.go.jp/content/000016112/000016112001.pdf)> (mhlw.go.jp), 2018
- 3 Konijin, C., Admiraalb, S., Baartb, J., van Rooijb, F., Stamsb, G.J., Colonsib, C., Lindauerc, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018
- 4 みずほ情報総研：児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討・報告書, 2017

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

村松健司・坪井裕子・波多江洋介・塩谷隼平・

樋口 亜瑞佐 (2023)「児童養護施設における
スタッフの離職要因の分析 3—入職後 3
年目までのケアスタッフにおけるバーン
アウトの特徴—」日本心理臨床学会 第
42 回大会 ポスター発表

村松健司・坪井裕子・波多江洋介・塩谷隼平・

樋口 亜瑞佐 (2023)「児童養護施設におけ
る新人スタッフの離職要因の分析 3」日本
子ども虐待防止学会 第 29 回学術集会
滋賀大会 ポスター発表

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

I. 地域小規模児童養護施設の概要

1. この用紙のご記入者の職種をお答えください
保育士 ・ 児童指導員 ・ 自立支援担当職員 ・ その他（ ）
2. 貴施設でのご在籍期間をお答えください
（ 年 ャ月 ）
3. 貴施設の入所定員数（本園と地域小規模児童養護施設の合計）を教えてください（記述）（例 50名）
（ 名）
4. 貴施設の地域小規模児童養護施設の施設数をお答えください
（ 戸）
5. 本園（本体施設）と地域小規模施設との距離について、それぞれ何戸かお答えください。

徒歩で 10 分圏内	車で 10 分圏内	車で 10～30 分圏内	車で 30 分以上

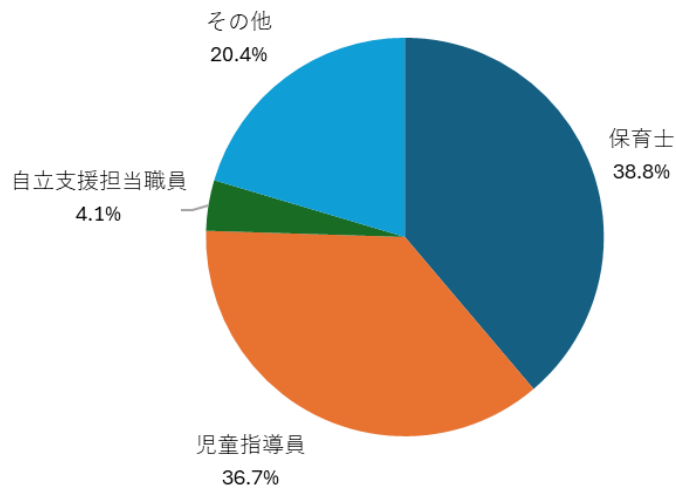


図 1. 回答者の職種

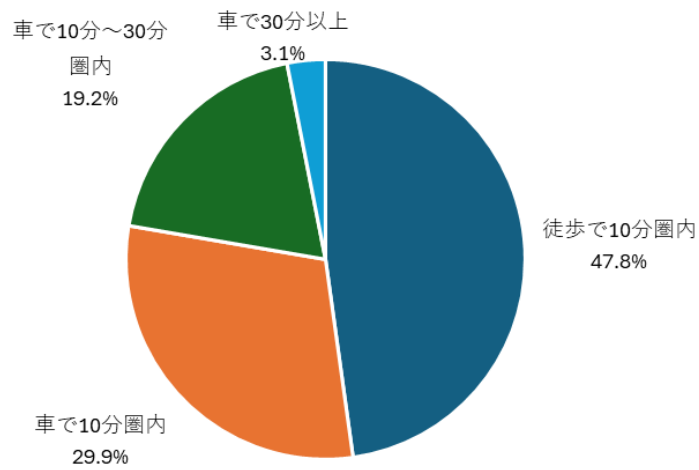


図 2. 本園（本体施設）から地域小規模児童養護施設までの距離

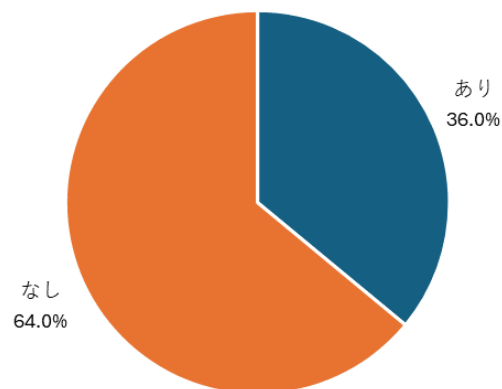


図 3. 2021年4月から2023年12月までに養育不調による措置解除の経験

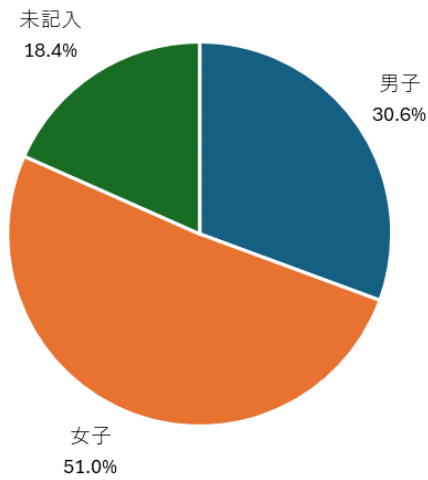


図 4. 養育不調による措置解除ケースの男女内訳

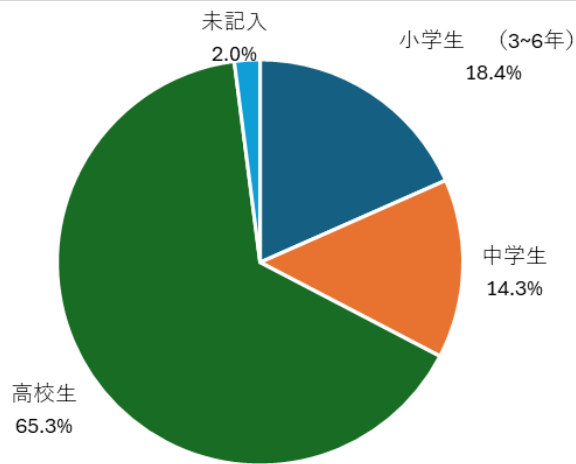


図 5. 養育不調による措置解除ケースの学年別内訳

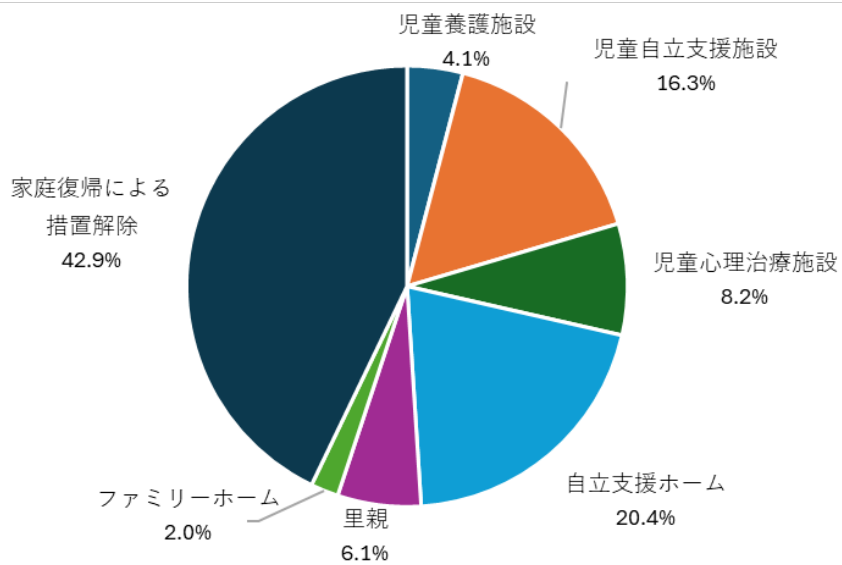


図 6. 措置変更先